

平成 21 年 9 月 14 日

各 位

### 店舗営業体制の一部変更について

株式会社 東和銀行(頭取 吉永國光)は、お客様へのより専門性の高いサービスの提供が可能となるように、下記の通り、店舗営業体制の一部変更を実施しますので、お知らせいたします。

当行は、今後とも、お客様のお役に立てるよう、役職員一丸となって、靴底を減らした活動を心がけ、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

#### 記

#### 1. 店舗営業体制の概要

- (1) 当行は、お客様のニーズがより多様化するなか、各店舗の役割を明確化し、フルバンキングを提供する店舗(母店)と、ご預金や個人のお客様の資産運用について専門的に応える店舗(特化店)が連携し、お客様への専門性の高いサービスの提供を行うことといたします。
- (2) ご預金や個人のお客様の資産運用について専門的に応える店舗(特化店)は、新前橋支店、大胡支店、六郷支店、館林駅前支店の 4 店舗で、フルバンキングを提供する店舗(母店)は、本店営業部、高崎北支店、館林支店の 3 店舗となります。

所在地	フルバンキング店(母店)	預金・預かり資産特化店
前橋市	本店営業部	新前橋支店
		大胡支店
高崎市	高崎北支店	六郷支店
館林市	館林支店	館林駅前支店

- (3) 預金・預かり資産特化店では、ご来店されたお客様の借入ニーズ等について、フルバンキング店(母店)へ円滑にお取次ぎのうえ、母店がご融資に関する手続きを承ります。なお、お客様のご預金口座の変更などの手続きは必要ありません。また、従来通り、渉外訪問は継続させていただきます。

#### 2. 実施時期

平成 21 年 10 月 13 日(火)

以 上